

第13回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和4年7月26日(火)午後1時30分から南越前町役場別館2階第6会議室において、第13回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地改良届について

議案第3号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について

<報告事項>

報告第1号 認定電気通信事業者による事業計画について

報告第2号 電気事業者による事業計画について

報告第3号 制限除外の農地の異動届について

報告第4号 農地法施行規則第53条(農地又は採草放牧地の転用のため
権利移動の制限の除外)第8項に係る報告書について

<その他>

農地パトロールのお願いについて

令和4年度最適化活動の目標の設定等

第24回全国農業担い手サミット in ふくいの参加について

出席委員 7名		欠席委員 3名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1		1	川崎 藤次
2	西川 勝一	2	
3	桂 慶一郎	3	
4	岩寄 和実	4	
5	植村 功吉	5	
6	朝倉 勇二	6	
7		7	石山 清孝
8		8	田嶋 秀夫
9	小不動 勝史	9	
10	惣次 健一	10	
事務局長	市村 誠		
書記	用田 さおり		

議事録署名委員

2番 西川 勝一

3番 桂 慶一郎

【開会】 午後1時30分	
事務局長	<p>皆さまお揃いでございますので、ただ今から第13回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>はじめに、惣次会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
【会長あいさつ】	
惣次会長 ※以下議長	挨拶
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、川崎委員、石山委員、田嶋委員より欠席のご連絡をいただいておりますが、農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、2番 西川委員と3番桂委員をお願いいたしたいと思っております。次回の総会開催日に議事録への署名・押印をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は惣次会長をお願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について】	
議長	<p>では、これより議事に入りたいと思っております。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1と2を一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。1ページをご覧ください。</p> <p>今回、農地法第5条第1項の許可申請は2件ございます。</p> <p>まず、番号1でございますが、この申請は、越前市高木町● ●●(株)●●が送電線鉄塔敷地舗装工事に伴いまして、工事用地として一時転用するというもので、予定期間は、許可日から2か月間です。</p> <p>譲渡人は、上平吹の●●さんです。位置としましては、2ページをご覧ください。日野川沿いで、南条浄化センターが隣接地にあります。本事業に関し、地権者の他、地元区長、地元農家組合長からの同意も得られています。また、南条土地改良区および日野川用水改良区の同意も得られています。事業完了後は復田して所有者に返すことになっております。</p> <p>では、許可する上での判断について4ページをご覧ください。</p> <p>まず、立地基準からの判断ですが、この農地は(A)農振農用地となっております。ただし、申請内容が一時転用ですので、四角の枠(黄色部分)にありますように、「一時的な利用でかつ農業振興地域整備計画の達成に支障が無い場合は許可できる」とありますので、今回一時的な利用についての申請ですので、許可ができます。</p> <p>次に一般基準での判断ですが、今回の申請を当てはめてみても、(ア)(イ)(ウ)に該当する事はありませんので、特に問題はないと判断できます。</p> <p>3ページに戻っていただきますと、現地確認を行ったときの写真を添付してございます。写真のオ</p>
事務局	

	<p>レンジ色枠が対象農地で、鉄塔への既存の進入路は農地を両側に挟んでいるため、耕作者の希望により、新幹線沿線に沿って新しい進入路を確保し、既存の進入路については農地へ編入します。そのための工事用地としての一時転用となります。</p> <p>次に番号2でございます。位置につきましては、5ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。6ページは現地確認の様子です。</p> <p>譲渡人は南越前町社谷にお住いの●●さんと譲受人は娘婿の●●さんです。申請地は社谷●●の畑 面積 ●㎡を埋め立てして、個人住宅建築のために所有権を移転し農地の転用を申請するものでございます。</p> <p>被害防除策といたしましては、西側隣接農地から1.3m離れて建設し、取水と排水は、公共上下水道を利用されます。こちらの農地区分は、第2種農地と判断されます。第2種農地につきましても4ページを確認していただきますと、原則許可できないとなっておりますが、四角の枠（黄色部分）にありますように許可できるのは第1種農地の例外事由に該当する場合となっております。今回の場合は、「集落に接続して住宅等を建設する」にあてはまりますので、転用が可能となっております。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>また番号1についてですが、農振農用地であることから、県の意見を聴く案件でございまして、来月開催される県の常設審議委員会に上程いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を番号1については朝倉委員さん番号2については岩寄さんお願いします。</p>
<p>朝倉委員 (着座にて)</p> <p>岩寄委員</p>	<p>はい。では、まず番号1についてご報告いたします。</p> <p>7月19日に岩寄委員さん、植村委員さん、事務局長と担当者、私の5名で現地確認をいたしました。</p> <p>まず番号1番についてですが、場所は、北陸新幹線線路工事がされ、その沿線の農地では、資材置き場や作業ヤードとして一時転用されましたが、その後農地へと戻されています。</p> <p>北側は農地、南側は新幹線軌道、東側は既存の進入路、西側は道路であり、農用地を分断するものではなく、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また関係者の同意も得られていますし、転用はやむを得ないものと判断いたします。</p> <p>続きまして番号2についてですが、お二人は親子関係で、転用目的は子世帯の住宅を建築したいというものです。駐車場や道路に面している場所で、隣接地に影響はありませんので、問題ないと判断いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および朝倉委員さん、岩寄委員さんからの説明について、発言のある方は挙手でお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可相当として、また番号2については、県に意見を送付いたします。</p>

【議案第2号 農地改良届について】	
議長	次に、議案第2号「農地改良届について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>今回、農地改良届についてですが、7ページをご覧ください。</p> <p>申請人は耕作者 ●●さんで、申請地は南越前町清水の●●さん所有の清水●●と清水●●の田●㎡と●㎡でございます。</p> <p>位置につきましては、8ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。9ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>申請地は、北陸新幹線工事用地として一時転用している農地で、一時転用が終わり、現状復旧させる工事に合わせて、隣接している2筆の田の畦畔を撤去し、一筆にするという届出です。工事期間は令和4年9月末日までとなっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を植村委員さんお願いします。
植村委員 (着座にて)	<p>はい、報告いたします。</p> <p>北陸新幹線の工事用地でしたが、農地へ復旧する際、2筆の畦畔を撤去し、1筆にし、農地を有効に利用されるということから問題はないと判断いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および植村委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【議案第3号 南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について】	
議長	次に、議案第3号「南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>議案第3号についてご説明させていただきます。10.11ページをご覧ください。</p> <p>南越前町長から、南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定を求められています。</p> <p>町では農業振興地域の整備に関する法律に基づいて策定した農業振興地域整備計画の中で、優良農地として守る必要のある農地を農業振興地域内の農用地としています。この農用地に指定されている土地を用途変更、編入や除外するときは、農業振興地域整備計画の変更をしなければいけません。</p> <p>除外する手続きには、①農用地区域以外に代替すべき土地がないこと、②農業上の効率的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと、③農業経営者の農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと、④土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと、⑤農業</p>

	<p>生産基盤整備事業完了後、8年経過していること、以上5つの要件をクリアしなければ、基本的には変更は認められておりません。</p> <p>今回3件の申請がございましたが、そのうちの1件は、地域の農業の振興のための園芸施設であり、除外ではなく用途変更となります。残りの2件についても先に議案第1号で説明した案件で、送電線の鉄塔進入路についての変更で、既存の進入路は農地へ戻すため、農振農用地の編入となり、新しい進入路は、農振農用地の除外となります。</p> <p>現在、農業委員会のほか丹南農林総合事務所、日野川土地改良区、南条土地改良区、越前たけふ農業協同組合にも意見照会中でございます。</p> <p>農業振興地域整備計画（農用地使用計画）の変更と書いてございます別添資料の3枚目をご覧ください。今後の流れはこれからご審議をしていただくこととなりますが、農業委員会と関係機関の意見書をつけて、県に正式に事前調整の申し出を行う予定です。県の同意を得ることができましたらおおむね30日間の農業振興計画案の公告縦覧を行い、縦覧期間満了の翌日から15日間の異議申出期間が終了しましたら、知事へ協議し、同意をいただき正式に変更計画の公告後転用の許可となります。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問ありの場合）</p> <p>他に質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問なし）</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第3号に対し、原案のとおり決定することとしてもよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p> <p>では異議がないと認めます。本案件は原案どおり可決いたします。</p>
【報告第1号 認定電気通信事業者による事業計画について】	
議長	<p>報告第1号「認定電気通信事業者による事業計画について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号について説明いたします。認定電気通信事業者による事業計画ですが15ページをご覧ください。認定電気通信事業者が行う携帯電話の中継施設の設置に伴う農地転用の許可は、不要とされており、報告をすることで転用することができるというものです。</p> <p>届出人は●●株式会社で申請地は南越前町奥野々●●、面積は●㎡のうち●㎡の田です。事業目的は、携帯電話基地局の設置でございます。本届出については、所有者、地元区長の同意が得られています。</p> <p>設置場所については16ページの写真をご覧ください。コンクリート柱及びアンテナを設置します。工期は農業委員会からの承諾後からですが、その設置場所横の道路を一時通行止めとするため、地元区長と相談しながら工事していきますとのことです。</p> <p>事務局の説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p> <p>よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。</p>
【報告第2号 電気事業者による事業計画について】および【報告第3号 制限除外の農地の異動届】	

議長	次に報告第2号「電気事業者による事業計画について」と報告第3号「制限除外の農地の異動届」については同一か所ですので、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、ご説明いたします。 報告第2号第3号については、18.19ページをご覧ください。 通常農地での行為には農地転用の許可が必要ですが、電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に伴う農地転用の許可は不要とされており、報告をすることで転用することができるというものです。 届出人は●●(株)●●です。 申請地は上平吹●●の田、●㎡のうち●㎡で、事業目的は、鉄塔敷地への新規進入路です。先ほども説明しておりますが、農振農用地で本来は、転用ができないのですが、電気事業者による必要な計画ですので、農業委員会への報告により許可ができるというものです。 説明は以上です。
議長	ただいまの報告第2号および第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。 (質問、意見なし) よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第2号および第3号を終わります。
【報告第4号 農地法施行規則第53条（農地又は採草放牧地の転用のため権利移動の制限の例外）第8項に係る報告書について】	
議長	次に、報告第4号「農地法施行規則第53条（農地又は採草放牧地の転用のため権利移動の制限の例外）第8項に係る報告書について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、ご説明いたします。資料は20ページをご覧ください。 これは鉄道運輸機構が鉄道施設の敷地又は鉄道施設の建設のために必要な工事用道路に供するために行う農地の転用については、転用許可を受けなくても報告をすることで転用することができるというものです。 届出人は●●です。 申請地は一覧表のとおり●●の田19筆、面積全部で2,142.99㎡です。事業目的は、北陸新幹線工事に伴う工事用道路です。 以前にも農業委員会へ提出されている案件で、従前の許可期間が令和4年6月15日まででしたが、再度期間を延長するための報告で、一時転用期間は令和4年10月31日までとなっております。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。 (質問、意見なし) よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。 では次にその他、事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。

【その他】 午後 時 分	
事務局	<p>はい。本日は、多数のご審議ありがとうございました。事務局から3点事務連絡がございます。</p> <p>まず1点目ですが、お手元の「農地パトロールの実施について」をご覧ください。農地パトロールは、優良農地の確保と有効利用の促進を図っていく上で、農業委員会に求められている農地利用の最適化業務の一つになります。パトロールの日程についてですが、こちらから日程を決めてお願いしたほうがいいですか？それともご自分の都合がいい日でパトロールしたほうがいいですか？</p>
委員	自身の都合でいい。
事務局	<p>では、8月～11月がパトロールの強化月間ですので、ご都合の良い日にパトロールしていただき、遊休農地を見つけたら、写真を撮り、農林水産課へ提出をお願いします。農業委員会活動記録簿に忘れずにご記入いただきたいです。</p> <p>2点目は、令和4年度最適化活動の目標の設定等です。お手元の資料1を確認してください。(変更箇所のみ説明する。)この総会でお示ししたあと、HP等で公表しなければなりませんので、よろしくお願いたします。月の活動報告について前回の9日から8日へ変更したのですが、その活動記録簿を作成する際の委員の簡易活動記録簿をお手元に印刷しておきましたので、活用していただき、どうか月8日の活動記録をお願いいたします。</p> <p>3点目が、第24回全国農業担い手サミット in ふくいの参加についてです。10月20、21日の予定ですが、まだ参加申込〆切には時間がございますので、参加いただける方は、農林水産課までご連絡ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局からの連絡3点ですが、質問は、よろしいでしょうか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ところで、北陸新幹線の工事が一段落したと思いますが、そのあと農地へ戻すのですよね。その工事はもう済んでいますか？</p>
事務局	随時戻していく予定ですが、まだまだ新幹線沿線沿いで工事しています。
議長	では次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。
【次回農業委員会開催日について】	
事務局長	<p>次回農業委員会の日程でございますが、事務局案といたしましては、9月26日(月)午後1時30分から ということをお願いしたいと思っております。場所につきましては、本日と同じく第6会議室で行う予定です。いかがでございましょうか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは次回は9月26日(月)午後1時30分から、役場別館第6会議室で開催させていただきたいと思っております。次回の開催通知につきましては、改めてご通知をさせていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>以上をもちまして、第13回南越前町農業委員会総会を終了いたします。</p>
【閉会】 午後2時15分	